

令和2年3月6日
土木部管理課

江東区事務手数料条例の改正概要について

1 改正理由

近年、まちの活性化やにぎわいの創出、東京2020大会の機運醸成等のために、公益イベント等でプロジェクションマッピングを活用する取組が広がっている。

こうした状況を踏まえ、東京都は、観光資源としての活用や東京の都市の魅力向上につなげていく観点から、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直しを行い、東京都屋外広告物条例及び同条例施行規則を改正し、規定等を整備する。

これに伴い、江東区事務手数料条例の一部を改正するものである（土木部関係手数料）。

2 改正概要

東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第23条の規定に基づく屋外広告物の表示又は掲出の許可の申請に対する審査に係る屋外広告物許可申請手数料に、プロジェクションマッピングを追加する。

3 施行期日（予定）

令和2年7月1日

4 改正時期

令和2年第二回区議会定例会に提案予定